

!!! 不審電話にご注意ください !!!

近年、業種を問わず不審電話が多発しており、宅配便や公共料金にまで及んでいるという情報が多く見受けられますが、特に高齢者の方を狙った不審電話が全国的に増加傾向にあります。

その中で、ATM（現金自動支払機）を使ってお金を振り込ませようとする事例が一番多く、既に被害に遭ってしまった・・・という事例も発生しています。

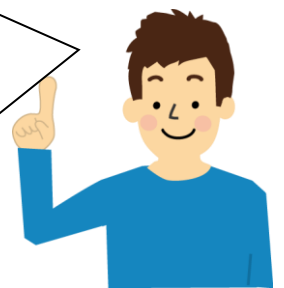
被害に遭われた方の手口は以下のような内容です。

- ・ 電話で、『医療費や保険料の還付金がある』と話してきます。中には、『還付通知書を送っているけど内容は確認してますか？』といってくるケースもあります。
- ・ 次に、携帯電話の番号やキャッシュカードの有無を聞かれ、『還付手続きの期限が今日までだから急いで近くのATMのある（銀行・コンビニエンスストア・スーパー等）へ行ってください』と言葉巧みに誘導し、入金させるように促してきます。
- ・ 携帯電話を通じて、ATMの操作の指示があり、お金を振り込ませます。

全国市町村の職員や、後期高齢者医療広域連合の職員が、医療費・保険料の還付手続き等について、電話によりATMでの手続きをお願いするようなことは絶対にありません。

和歌山県内においても不審電話は発生しておりますので、このような内容の電話がかかってきたら、手続きをする前に、先ず市町村の後期高齢者医療担当課（支所）または和歌山県後期高齢者医療広域連合へ連絡してください。

もしも被害に遭ってしまったら・・・
必ずお近くの警察署へ被害届を出してください。



【お問い合わせ先】

- お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課
- 和歌山県後期高齢者医療広域連合

073-428-6688